

事業者の方必見！インボイス制度が始まります

インボイス制度とは

- ・インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付する**インボイスを保存する必要があります**。
- ・売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには**登録申請手続が必要**です。

登録申請手続

- ・インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、**令和5年3月31日までに**登録申請書を提出する必要があります。
- ※期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。
- 申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。



インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- ・税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。
- ・詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌国税局HP > 消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

- ◆消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています！
- ◆国税庁ではオンライン説明会を開催中！！
- ※説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です



一定面積以上の土地取引には届出が必要です！

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積（長万部町の場合）】

- ・都市計画区域内は5,000㎡以上
- ・都市計画区域外は10,000㎡以上

【届出者】土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】契約締結日から2週間以内（契約締結日を含む）

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

【提出書類】

各3部（土地売買等届出書、土地売買等契約書の写し、土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図、土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面、土地の形状を明らかにした図面、委任状（代理人が届出する場合））

【罰則】届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【届出・問合せ先】新幹線推進課 ☎2-2450

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。



（有料広告）



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！